

第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会会議録

(及川林業振興課振興担当課長) ただいまから平成29年度第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を開催いたします。委員の皆様にはご多用のところご出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は小山田委員、佐藤誠司委員、吉田委員、吉野委員が所用のため欠席でございます。委員10名中6名の委員にご出席いただいております。本委員会の設置要綱第6条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

本日は、お手元の次第3ページ目の出席者名簿のとおり、事務局の職員及び現地機関の担当者が出席しております。時間の都合上、紹介を割愛させていただきます。

それでは、会議を進めさせていただきます。今回の委員会は、次第にありますとおり、(1)、いわて環境の森整備事業の施工地審査について、(2)、いわて環境の森整備事業施工地調書の改正について、(3)、いわて環境の森整備事業モニタリング調査中間報告についてと、3、その他と予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以降の進行は岡田委員長をお願いいたします。

(岡田秀二委員長) 皆さん、こんにちは。それでは、終わりが、これは次第にあるように決められておりますので、できるだけ要領のいい提案と、議論についても論点を明確にしながら、それでもやっぱり議論するところはしたいと、このように思いますので、何とぞ進行にはご協力をお願いしたいと思います。

早速ですが、議題の1番目、施工地審査についてでございます。提案をお願いいたします。

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.1に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。内容的には、かなり大きな面積もありますし、いろいろとご質問がありそうかなと思うところも幾つかございます。どこからでも結構です。ご質問、ご意見あればいただきたいと思います。

(若生和江委員) 前回なぜ保安林になったかという理由と、保安林の整備がその事業内でできない理由というのを詳しく教えていただきたいということで、今回説明があったので、よかったなと思いました。それも、できればこの理由のところに書いていただくと、なおよいのかなと思いました。

現在の保安林で最優先される事項と、この森林の今の状況というのが合わないの、こちらの事業のほうで整備ができないというのがきょうの説明でわかりましたので、当事業での整備というのはやるべきではないかなと思いました。

以上です。

(岡田秀二委員長) はい、どうぞ。

(佐藤重昭委員) 同じく保安林の件ですけれども、うちも水源涵養保安林の指定を受けているところがありまして、優遇措置として固定資産税はかかるのですけれども、たしか相続税がかからなかったですよ。要は、前回からも保安林の問題が出てきているわけですが、環境の森整備事業で申請が出てくるところ、結構個人所有者で比較的面積が大きいと。やっぱり保安林という性質上、そうなのかなと。余り複数の人が持っているところを指定するよりもいいだろうということだと思いますけれども、それともう一つ、保安林というのは、きょうも出てきましたけれども、新幹線の上だったりとか、地域の大事な水源があったりとかということもあり、今回うちの委員会として、今後もちろんその整合性がなければだめなのですが、選定基準の中に保安林も入っているわけで、これを逆手にとって、県のほうで県内の保安林をまず抽出してみて、比較的それなりの大きな面積であって、手入れをしていない民間の山というのを探してみて、それをやるのも手なのかと。地域とか県にとっても非常にメリットもありますし、効率のいい整備ができるのではないかなと。しかも、面積も稼げるということで、私も保安林、実際されているところ、特にそういった補助とかというのは、たしか一回も受けたことがないので、もしこれが使えるとなると、逆にそういうところを狙って整備していくのも一つの手なのではないかというふうに感じました。

以上です。意見です。

(岡田秀二委員長) ほかにいかがですか。

保安林のことで言いますと、私は依然としておかしいと思っています。保安林は、我が国の国家が物すごい審査過程を経て、指定施業をきちっとそこに繰り返して、現場も踏まえて、その指定の目的も照らして、それでなおかつ固定資産を免除する、あるいはさまざまな優遇措置、書き出すと切りがないぐらいに実はあります。それぐらいにやはりきちっと国が責任を持つ、そういう規制を強化するところの森林で、それは森林そのものというよりは、保護する対象があつての保安林ですから、ここは全く違う世界なのです。それに対して、条例に基づく県の事業が上乘せして何かを行うなんていうのは、普通の法律、条例上の整備のありようとしてはいかがなものかというのを基本的な疑問として私は持っています。そのあたりの整理はどうですか。

(及川林業振興課振興担当課長) 振興担当課長をしています及川といいます。よろしくお願いたします。

保安林制度につきましては、委員長おっしゃったとおり、さまざまな公益制限がござい

ます。指定施業要件という形で場所場所によって指定されているものでして、一方それに対する優遇措置というのもそのとおりです。例えば固定資産税や不動産取得税、あるいは相続税、贈与税の控除等々ございます。制度としましては、保安林を進めていくという前提で、そういったプラスなり、マイナスなりという部分はございます。

私のほうで捉えておりますのは、まず保安林といえども、基本的には自己の財産として管理をしていくというのがベースにあって、保安林を指定することによって、その伐採の面積のほうを制約するとか、伐採後再造林を義務化すると、そういったことで、その指定条件が維持できるような制度であるというふうに受けとめてございます。

その上でなのですけれども、本来であればそういった保安林の指定指示にのっとって森林を適正に管理すべきというのは、私もそのとおりとは考えてございますが、先ほどおっしゃったように自己の財産だという部分も一つございます。それは、誰がどういう形で管理していくかというのは、やはり所有者の考えに委ねられている部分もありまして、そこまで国が面倒見ているといいますか、支援しているということではないのかなと。やはり森林の扱いにつきましては、所有者が責任を持つというのがスタートなのかなと考えております。

しからば保安林と保安林ではない山で、どこが違うのかというところなのですけれども、森林を適正に管理していくということは、その森林が持つこういう規制というのを考えまして、やはりそれであっても森林所有者がみずから管理していくべきというふうに考えてございます。

ですので、今回環境の森整備事業でさまざまな対象地を選定して整備しているわけですが、状況につきましては、その負担、規模の大なり小なりはあるのかなと思います。整備する状況によりまして、早急に整備しなければだめかどうかというところは、やはりポイントになると思っておりまして、私どもの環境の森整備事業で早急に手当てする必要があるというふうに判断されるのであれば、県民税事業の活用というのもありだなというふうに考えてございます。

(岡田秀二委員長) 何度も言うように、国家が大変強い。要するに、税金払わなくていいというのはほとんどあり得ませんから、そういう世界は。それにもかかわらず、この部分については税を免除しますよと。そのかわりこのような取り扱いで機能をきちっと果たしてくださいということが中身として張りついていると。その限りで、行政処分行為の一形態なのです。何々してはいけない、しなくてはいけないということが明確に張りついている。それに対して、地方行政の県なり市町村が保安林に対して、そのことについて民の側がというか、国家に対して言えば民の側なのですが、それがそのような機能を果たしていないという勝手の解釈のもとに、これこれの施業をとり行うという、こういう仕組みというのは本当にあり得るのかということなのです。

(大畑林業振興課総括課長) 林業振興課の大畑でございます。法律的な部分、専門的な部分というのは、私専門ではないので、明確にお答えする部分ではないのですけれども、法律で禁止されている事項を条例でやっていいということは、当然できないわけでありませう。ただ、条例が法律に反しない範囲で行為をすること自体については、これは法体系上認められているというところだというふうに思っております。

今回の保安林の県民税を使った整備でありますけれども、法律に基づいて保安林を指定して、その指定した箇所について国庫補助事業なり、国の施策を使って整備をしていくというのは、それは先生のおっしゃるとおり筋だろうというふうには思っております。ただ一方で、地域の中で手入れがおこなわれている、あるいは何らかの形で下流域、あるいは近隣地域に被害が及ぶ可能性がある森林があるというところについては、地域の判断で整備していくこと自体を妨げているものではないだろうというふうには思います。要は、地域の判断、地域主権と、かつて、最近は何れもいいたしませんが、地域の判断でそういう県民の生命、財産を守るために、国の法律で指定された山を整備していかうと、整備していくことについては、地方行政といいますか、地方公共団体の判断として、一つ手としてはあるのだろうというふうには思っております。

そういう意味で、岡田委員長おっしゃる部分は全くそのとおりのことというふうには思っておりますけれども、その一方で県民の生命、財産を守るというのは、県の一番重要な役割でありますので、そういった観点から県民の皆様からいただいた県民税を活用して森林を整備していくということも一つの方法だろうというふうには私は思っております。

(岡田秀二委員長) 議論がちょっとふくそうしているんで、要するに保安林については全く権限が違う世界にもう入っているよという、そういうことと、そうはいってもその公益性について最も身近なところ、あるいはちょっと広がりを持ったところ、さらに流域、ないしは国家全体としてもって、こういうダブルカウントで見ることができる部分、これについてどうかという、こういう話がちょっとふくそうして議論が混乱しているなと思うのですが、もし今課長がおっしゃるようなことが、自信を持って国に対して県はこういう理由があつて、上乗せのある取り扱いをいたしますということであれば、しっかりと保安林の範囲内で、それがすなわち指定のときに望ましいといつて行われた取り扱いと、その機能の及ぶ範囲について、このように従前ではない、このところが欠けているとか、やっぱりそういう根拠を明確にしなければ、あやふやな、これでもいいのだと思います、これでも何とかなるのではないのでしょうかという、こういうことでは法律解釈としては、あるいはルールというか、規範が規範ではなくなるのです。だから、そこに対する明瞭なきちつとした根拠を持っていますかということなのです。ここは、やっぱり地方政府論が出てくるときだけに、そしてある範囲でアローアンスで認められているところが大変大きくなりつつあるという、そういうことの時代だけに大変重要だと、そう思います。

(阿部林務担当技監) 本当に先生おっしゃっているとおり、国が責任を持って保安林を指定し、そしてそれを管理していくべきものというふうに思いますが、一方総括課長が申しましたとおり、当然本来であれば国の責任、治山事業で全てをしっかりと管理していかなければならないのですが、当然予算、あるいは優先順位等々がございまして、それを全て100%カバーしていないという現状がございまして。

そういった中で、県としていわゆる保安林、その機能を発揮できるようにお手伝いをするというふうな観点で、この環境の森を活用するというのもありではないのかというふうに思っております。

(岡田秀二委員長) 国の責任でというのではなくて、国はある条件を与えて、所有者責任がきちっと張りつかなければいけないという、こういう考えですよ。だから、所有者の責任を果たしていないのです、早い話は。それに対して県民が、本来であれば物すごく優遇措置を受けているにもかかわらず、さらに県民の浄財でもってそこを整備しようという、こういう重ねたところが、要するに所有者責任放棄のところを県民が上乘せするわけです。それに対して、県民に本当に上手に説明ができるかどうかという、1点の争点はここなのです。所有者、個人所有で、物すごく大きな所有で、取り扱いをきちっとしていれば経済的な機能を十分果たせると。保安林で指定施業要件があっても、水涵の場合ですと最大20ヘクタールまでの皆伐が可能ですから、経済的な不利益というのはほとんど実はないのです。そういうことを含めて、それにもかかわらず県民の7億円集めてきたやつをその森林につき込む、すなわちそれは所有者の森林のところに利益として具体化するわけですから、そこを県民に対する説明として、きちっと県はこの森林に対してこのように取り扱って、この事業に採択をしたいという今回の提案だから、それはそれでいいのですけれども、その説明が本当にあなた方はできますかという、そういうことなのです。

(若生和江委員) まず、第1回目の整備という場合には、きっとその手出しの部分、間伐の部分の費用というのを所有者の方が負担して、その後数年たっていくごとに出せる木が育った時点でしか収入が多分入ってこないという状況ではないかなと思うのですが、今その余力というのが、私たち地方というか、在に住んでいる人々にはあると言われるとない。だから、所有者の責任でと言われたときに、とても税制的に優遇されているとか、そういう部分はあったにしても、まず整備をするというときに自分でその資金が準備できるかとか、今保安林の整備のところの補助事業があったとしても、自分の対象の森林はその該当外だとなったときに、それでも森林整備が可能な状況にあるかどうかというところが、私も目の前によく見えているわけではないのですが、それができない状況であるから、まず1回目の整備のところでは森林の下々にいる人たちの安全を一番に考えて、まずそのところは県民税で整備を支援というのがあって、その後に関してはきちっと出荷して材価が出るようであれば、もちろん自分でやってもらうというのが当然だと思うのですけれど

も、本当に緊急に必要な、まず今々の整備については、この県民税の活用ということについて、よくよく議論できたらいいなと思います。

(及川林業振興課振興担当課長) 保安林制度の補足をさせていただきたいと思います。

間伐の実施につきましては、指定施業要件のところでは制限的なものはございません。ここは、あくまでも森林所有者がやるべきところということで、森林整備事業の補助金を導入して整備する場合には加算がありますというのが、一応みずからが行う場合の支援、優遇措置ということになります。これのみです。

一方で、固定資産税免除になっているのではないかという話もございました。例えば1.4%の固定資産税というのがあはずですが、ただそれにつきましても保安林であるなしにかかわらず、30万円以下は控除といいますか、払わなくていいよということになってございますので、保安林であることのメリット、固定資産税を払わなくていいところのメリットは、なかなか普通のといったらあれですが、通常30ヘクタールほど持っている所有者さんにしても、恩恵はないのかなというふうに考えてございます。

そうしますと、保安林制度があるから、保安林であるから何か所有者がその任でもって全てをやらなければならないという状況にはないのかなと。そのときに、治山事業で整備ができない、緊急には整備ができないという状況下で、保安林の機能を回復するために何がいいかというところを考えますと、所有者等との相談もした中で、県民税事業で整備したいということになってございますので、今回の2カ所につきましては、ぜひとも環境の森整備事業で整備したいなというふうに考えてございます。

前回委員の皆さんから指摘あったとおり、保安林制度と県民税事業をきっちりと整理して導入を図るべきということを指摘されてございます。審査基準にもございまして、その場所場所で事情、あるいは林況等に応じまして皆さんに審査いただいた上で、その事業の必要性とか整備の必要性、そういったものを明らかにした上で、評価委員会のほうに図って実施するか否かということの仕組みでございまして、保安林というちょっと特殊といえますか、そういった制限がかかっている中でどう扱うかということにつきましては、一般の普通林も含めて条件が合えば、必要性が認められるのであれば進めていきたいなと考えてございます。

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。大分議論は進んだかなと思いますが、審査ではないので、保安林については私も余りこれまでも言っていないのです。ただ、ここはこの事業の採択の基準にしている30ヘクタールを優に超える、それも1人の所有者と。そういうことの中で、県民の理解が本当に得られるかなという心配は依然としてありますが、県の提案を委員の皆さんも採択したいということですから、それはそれで皆さんの意見に従いたいなと、そう思っています。

そのほかいかがですか。はい、どうぞ。

(佐藤重昭委員) 保安林所有者からの立場で言うと、そこら辺を分ける部分というのは、やっぱり緊急性、公益性ということだと思うのです。先生がさっきからおっしゃっているように、もう本当に優遇措置はすごいのです。税金の優遇措置もですし、あと皆伐する以外だったら択抜オーケー、おっしゃったように20ヘクタールまでは皆伐オーケーとか、経済林として現在回ってれば、十分それを還元して手入れしなければいけないのですが、それはちょっと今川上のほうを調べて、ただ持っているだけの者にとっては、もう林業のなりわいというのはほぼ終わっているような状態なものですから、なかなか収入がなくて。やっぱり今回申請した人たちも、多分申しわけないと思っていると思います。こういう公益性という部分で、本当はちゃんとやって、そのために優遇されているのに、収入がないのでやれないという気持ちがあって多分出したのだと思うので、そこは厳しく、先生がおっしゃったとおり、ちゃんと区別はすべきだと思うのですけれども、どうしてもすぐやらなければいけない何かあるという山だという範囲の場合は、ここで皆さんがオーケーであればやってもいいんじゃないかなと私は思いますし、実際自分も手入れをずっとしてなくて本当に申しわけないなという気持ちでいっぱいなのですけれども、そういったことで、来年の環境税も余り山にはありがたみがないといううわさ、ちょっと情報が入っていて、やっぱりこの森林税というのは直接整備に使える一番いい税金なので、この辺は相談でいいのではないかと、その都度の審議で決めていけばいいと思います。そういうふうに感じました。

以上です。

(岡田秀二委員長) ほかになければ、ほかの箇所でも何でも結構です。よろしいですか。

大変議論をしていただいて、決して無駄ではないというふうに思っていますし、申請主義の部分も確かに保安林は持っていますが、基本的には国家権限ですから、それに対する大変な、私たちはある意味では手を挙げたといっちは変な言い方だけれども、それぐらいの責任と、ここでの議論に対する、皆さんきょう参加をしてしっかり聞いているわけで、そういう中で採択をするという覚悟を持ってほしいなと、そう私は思っています。

それでは、ほかになければ、ただいま申請というか提案がありました件、今回は全体としては、本当はもう少し出てきてほしいなという数字でもあるのですけれども、都合するところで80.71ヘクタール、本事業として採択をするということでよろしゅうございますか。

「異議なし」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。

それでは、続いて、(2)の施工地審査の改正の件です。時間もとっていますので……

「ナラ林の健全化」の声

(岡田秀二委員長) ごめんなさい。ナラ林のほうですね。混交林誘導伐、そしてナラ林という、この2番目のほうです。

(丸山森林整備課主任主査) 【資料No.1 - 2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ご質問、何かございますか。

はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) このナラ林健全化は、済みません、ちょっと教えていただきたいのですが、例えども、例えば実施イメージとかというのを見てもそうなのだと思いますが、これはいわゆる更新伐ではなくて、林冠木というか、上層のものは全部切ってしまうというような切り方をするのか、それともそういうものを例えば3割程度は残すというような切り方、いわゆる更新伐のようなことをやるのか、ちょっとまずそこを教えてください。

(丸山森林整備課主任主査) この事業をやる目的としては、高齢化したナラ林の更新ということになります。ただし、皆伐ということではなくて、結果的には皆伐に近くはなると思うのですが、直径が10センチに満たない、10センチ以下の広葉樹については残すというような決まりになっています。これというのは、例えば沿岸地域で今、シカによる食害ですとか、そういうのが非常に危惧されておりまして、全て皆伐してしまっ、出てきた萌芽をシカに食べられてしまうと、何回も食べられてもう萌芽が出てこなくなるというようなことも言われているものですから。そして、逆に10センチ以下の太さの広葉樹というのは、ナラ枯れ被害にほとんど遭わないというふうにもされていますので、そういったものは残して、ナラ枯れの駆除の確実な実行と確実な更新を図っていくというような目的でやる事業です。

(國崎貴嗣委員) ありがとうございます。ここは、林齢で言えば32から69ということで、32年生ぐらいのものはいいと思うのですが、69年生のところというのは、一般的に教科書的には萌芽は余り期待できないと言われるような年齢なので、そういったところがどのくらいの面積で占めているのかということのはちょっとわかりませんが、余り萌芽が期待出ない上に、そういうシカに食べられたりとかということもあり得るので、要は気にしているのは直径10センチ以下のものというのが相当数あるのであればいいと思うのですが、そういったものがそれほど多くはなくて、しかも萌芽が余り期待できない、あるいは萌芽してきたものも結構な量で食べられてしまうというようなことがあったときに、更新がうまくいくかということところがちょっと気になるわけですが、そういった更新の

状況というのは、この事業の中でもその後何か追加というか確認して、例えば主伐というか、伐採してから5年後ぐらいの稚樹の成立本数等々を調査して更新完了とか、そういうふうな判定をすとか、何かそういうふうなことが事業として盛り込まれているのかというのがちょっとわからないので、そのあたりのところをちょっと教えてください。

(丸山森林整備課主任主査) 森林整備事業でやる更新伐では、そのようないわゆる更新の確認行為というのがあるのですけれども、こちらの県民税のほうではそのような制度はありません。

ちなみに、この現場について申し上げますと、森林簿上での林齢の一番高いところは69年生なのですけれども、現地の状況からいきますと、いわゆるマックスの林齢に当たるような木というのは、割合としては少ないと。そういったような大径木も一部見られるというような現場でして、なおかつ稚樹が結構多いので、まずここについて更新が成立しないということはないものというふうに考えております。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがでしょうか。
はい、どうぞ。

(佐藤重昭委員) 質問なのですけれども、ナラ枯れになってしまうナラなのですが、年齢だと何年生ぐらいからなのかなというのは。例えばこうやって今回手入れをして、若いのがまた育っていくわけですけれども、少なくともそれでナラ枯れの防止になればいいのですが。これは、余りよく原因わからないのですよね、たしか。

(丸山森林整備課主任主査) まず、何年生からかというあたりなのですけれども、そこら辺のはっきりした何年生からなるというのは、ちょっと私が調べたところではなくて、ただ直径でいうと10センチを超えてくると被害を受けやすいというデータはあります。というのは、やはり山の地質とか、あと斜面の向きとかによって、何年生でどのぐらいの太さになってくるかという違いもあるかと思しますので、恐らくそういうことから林齢によるデータという調べ方をしていないのかなというふうに思います。

済みません。もう一つのご質問は何でしたか。

(佐藤重昭委員) 松くいよりもやっかいですね。

(丸山森林整備課主任主査) ナラ枯れの違いですね。

あともう一つ、ナラ枯れの特徴としては、松くい虫と大きく一番違う点は、松くい虫の場合はマツノザイセンチュウというのが木を枯らして、その運び屋がマツノマダラカミキリというカミキリムシです。このマツノザイセンチュウというのは、もともと日本にいな

い、いわゆる外来生物です。ナラ枯れの場合は、仕組みとしては松くい虫と似ておりまして、ナラ菌という菌がナラを枯らします。その菌を運ぶのがカシノナガキクイムシという虫です。このナラ枯れについては、ナラ菌もカシノナガキクイムシももともと在来のものです。これが松くい虫と大きく違う点でして、ではもともと日本にいたのに、なぜ最近拡大というのが非常に問題になっているのかというと、かつて薪炭林として広葉樹が定期的なサイクルで若返っていたのが、化石燃料へのエネルギー転換によってなかなか切られなくなって、そしてこのカシノナガキクイムシというのが自分の繁殖にとって好都合なのが高齢大径木なので、彼らにとって非常に繁殖に好ましい環境が広がってきているというのが、近年ナラ枯れ被害が拡大している原因ではないかというふうに考えられるというような状態です。

(佐藤重昭委員) ありがとうございます。では、これを進めれば効果はあるということですね。ありがとうございました。

(岡田秀二委員長) そのほかよろしいですか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) それでは、本事業もこの県民税事業としては採択するというところでよろしゅうございますか。

「異議なし」の声

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。
それでは、2番目に移らせていただきます。ご提案をお願いいたします。

(木戸口林業振興課主任主査) 【資料No.2に基づき説明】

(岡田秀二委員長) それでは、もし今現在気がついていることがあればいただきたいと思えます。いかがですか。
はい、どうぞ。

(若生和江委員) 項目がチェックになって、非常にわかりやすくなったなと思います。
その上で、さらにその確認は丁寧に行うということでしたので、それであれば調書の作文のところに時間を割くのではなくて、施工地を探すところに皆さんがたくさん時間をかけられるように、そういう意味でも改善されるところが多々あるのではないかなと思います。

した。感想です。

(岡田秀二委員長) そのほかにいかがですか。

はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 私は若生委員と逆で、心配しているのは、これでもいいのですが、チェック項目というふうにしたことによって、文章を書かなくていいことによって、文書作成の時間は減るのかもしれないけれども、逆にその分丁寧な聞き取りをしなければいけない。従来からも聞き取りしているから、そこの部分の点はほとんど変わりませんということであればいいのですけれども、そうではない場合に聞き取りのほうであれこれいろんなことを確認しなければいけないとなることによって、県の職員さんとか、人によっては逆にそのほうが負担になって大変だという、だからトータルで見ると何も調書作成の労力というのが実質的には余り変わらないというふうなことになりはしないのかなというところがちょっと気になったので、そのあたり、それぞれの方でその捉え方は違うと思うのですけれども、一応提案されているというところで、こんなところではやっぱりトータルで見れば楽になるので、作業量としては減りますとか、そういったところの補足のご説明、余り変わらないのか、作業量が減るのか、実際どうなのかというところが、ちょっと伺っていて心配になりますという、そういう意見です。

(岡田秀二委員長) ただいまの意見に対してはどうですか。

(木戸口林業振興課主任主査) 私の説明がちょっと足りなかったかと思うのですけれども、今お示しました調書は、評価委員の皆様方とか、この場に提出して審議、審査していただく場合の調書ということになりまして、事業体さんから振興局のほうに出してもらうのは今までと同じような内容で、それを振興局のほうで当てはまる場所にチェックを入れた形と、あとは県の意見というところに詳細に今までのように記述をしてもらって、それを集約して、同じような様式にして皆様方に今までと同じように出していただくといったものですので、事業体は今までと同じようなものを出していただくということを考えております。

(國崎貴嗣委員) 事業体の方ではなくて、県の職員の方の負担は、結局変わらないのではないかという。皆さんは、フレンドリーに事業体の方とお話しするというのが得意な方ばかりだと思いますけれども、必ずしもそうではないという方もきっといらっしゃるだろうというふうになったときに、これまで以上に丁寧にいろんなことを確認しなければいけないということが、職員さんによってはそれが重荷になったりということはないのかというところが気になるという、そういう趣旨です。だから、そんな職員はいませんというこ

とで、大丈夫ですということであればいいのですけれども、結局は余人によっては負担が軽くななくて、むしろちょっと負担が増したなというような方がある程度以上いらっしやるということであれば、そこまで頑張っって聞き取りまでというのを強化しなくても、これはちょっと変わった事例だなとかというようにときに細かく確認しておくというのは、確かにありがたいと思いますけれども、そうではない場合に、そんなに従来以上に一生懸命聞き取りをしてという部分を評価するところまではしなくてもいいのかなというのが私の個人的な考えということです。

(木戸口林業振興課主任主査) この簡略化したことによって、いろいろなことがおろそかになるのではないかとということを皆さんが心配されるのではないかなということで、ちょっと私説明したのですけれども、今でも事業体から局のほうに調書が上がってきた時点では、必ず一緒に現地調査をしておりますし、そのときには当然無言で見るわけではないので、事業体さんといろいろ所有者さんの状況ですとか、あとは施業履歴とか、そういったこととお話ししながら現地調査をしているということです。この様式が変わったから負担がふえるとかということはないのではないかなと、影響はないと考えております。

ただ、見せ方がより統一感があってすっきりして、皆さんも審査するときに膨大な量を見ていただくわけですから。あと、気がついたところは、今までどおりどんどんご質問、ご意見伺いたいと思いますけれども、これによって負担が増すとかということではなく、ただ整理のほうを、見せ方を変えたということと捉えていただきたいと思います。

(岡田秀二委員長) 次回、またこの件については議論ができそうですから、今現在で気がついていることがあればちょっとご指摘をいただきたいなどは思うのですが、この森林整備の必要性の枠の中の言葉を随分はしょっているというか、経済的に書いていますが、もうちょっとやっぱりこの調査自体は残るから、しっかりと単語にしておいたほうがいいと思います。

(木戸口林業振興課主任主査) 承知しました。

(岡田秀二委員長) そのほかいかがですか。

また持ち帰って検討いただいて、次回議論をいただければと思います。

それでは、急ぐようですが、続いてでございます。(3)、モニタリング中間報告です。お願いいたします。

(新井林業技術センター主査専門研究員) 【資料No.3に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。大変緻密な分析をしていただいています。

後ろに写真がありますね。写真のページ、これを見てもらうと、今の説明以上に森林が持っているポテンシャルというか、勢いというか、これがやっぱり10年後では明確に感ずることができるなと思いますし、下層の植生については、例えば玉崎1区ですとか、あるいはスギの挿木かな、これなんかも的確な例ですよ。こんなことが言えるかと思います。

もし質問があればお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

(國崎貴嗣委員) 質問ではないのですが、相対光量子束密度というか、光量子束密度をはかる役目はもう終えたかなというふうに思うので、そんなに手間がかからないのであれば続けていただいてもいいと思うのですが、1.2メートルで灌木とかがかぶっているところの光をはかっても、数%というのが今後続くだけなので、間伐した直後から5年ぐらいというのはとても意味があったと思うのですけれども、そういう意味ではこの調査もなかなか大変なところがあると思いますので、そういった形でもう実質これはいいかなというようにところを上手に項目を減らすとか、簡略化するというようなことを、またこのモニタリング調査でもさらに考えていったほうがいいかなというふうに思いましたということ。

(岡田秀二委員長) そうですね。では、また別途年度末にでも、このようなモニタリングの方法に変えたいとか、少し提案をいただければよろしいかと思います。

(新井林業技術センター主査専門研究員) 最初にご説明しなければならなかったところではあったのですが、平成28年度までは全ての調査地、調査区、11調査区ございますが、そちらについて全ての項目、調査木の樹高や胸高直径ですとか、その下に生えてきます木の高さ、あとは光環境をはかっておったのですが、先ほど國崎先生おっしゃられたように、5年経過したということもございまして、調査項目、調査箇所を絞らせていただくということもございまして、今年度は根白という大船渡市の場所になりますけれども、そちらの1カ所のみ行いまして、毎年1カ所を5年ごとにやっていくというような形で一応調査をこれから進めさせていただきたいというふうに考えております。

(岡田秀二委員長) それでは、以上で議題のところを終えまして、その他に入りますが、いいですか。

それでは、もし可能であればその他の(1)、(2)、ゼミナールの推進事業と普及啓発事業、これ一括で提案いただければと思います。お願いいたします。

(似内森林整備課主査) 【資料No.4に基づき説明】

(三上林業振興課主査) 【資料No.5に基づき説明】

(岡田秀二委員長) ありがとうございます。その他の(1)、いわて森のゼミナール推進事業と、(2)、普及啓発事業、一括してご提案をしていただきました。何かご質問あればいただきたいと思います。

どうぞ。

(安原昌佑委員) 森林学習会について、意見になりますけれども、児童生徒、小学生、中学生、そして広く県民を対象にとっても、これではちょっと広くないのではないかと。それで、どこかという、児童生徒及び学生ということで、高校生、大学生になるだろうけれども、児童生徒で扉を閉めないで、高校生、大学生も何らかのことがあったら参加できるように、すき間をあけていてやればいいのかということ。

それから、2つ目の委託事業については、この文章が非常に複雑というのか、小中学校、義務教育学校において、児童生徒を対象と、3つ同じことを書いているのです。だから、小中学校を対象にでもいいし、義務教育学校を対象にでもいいから、このところはどれか1つを使えばいいのではないかなというふうに思います。

それから、講座や自然観察会などということで、確かにこれを見るとほとんど全部小学校を対象にしたものが今出ていますが、木でもいいけれども、犬について観察してやりましょうといったときに、犬の鼻はなぜぬれているのなんて観察で出るわけです。そうしたら、まず自然観察というのは、授業では導入の部分なのだけれども、それを解決するための発展学習もしていかなければならないので、という小学校ばかり全部出ていますけれども、やっぱり中学校も何とか、小学校でやった分を発展できるように、そういうふうなものも考えていただければいいのではないかなと思います。裏見ても小学校ばかりと。岩手県でも複数ありますけれども、日本一を何回もとっている学校あるのです。気仙の上有住だか下有住中学校というところは日本一を何回もとっているし、教育でも何でもそうだけれども、山の頂が高ければ裾野も広いということで、やっぱり高いところは高くすると、その件も考慮していただければいいなと思います。

以上です。

(岡田秀二委員長) 何かありますか。

(似内森林整備課主査) 今ご指摘いただいた点を踏まえまして、教育利用になるように検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(岡田秀二委員長) 何度か議論が出ていたと思うのですが、小学校、頑張って中学生ぐらいまでは森林教育というか、森へ連れていって関心を持ってもらうことを随分できるの

ですけれども、一番途切れてしまうのは高校時代だという、ここがよく言われてしますし、何かいい方法があればいいのですよね。そうすると、林業労働のアカデミーでも普通高校の生徒さんというか、卒業生が随分と応募があるというふうにも聞いているので、その裾野のところが一層強固になるかなというような、そんなこともちらっと感じたりします。

(安原昌佑委員) 一時間授業をする形ではなくても、部活とか、あと科学部とか、生物部とか、何かいろいろそういうことが高校では結構やられているのです。だから、そういうふうな授業時間の中ではない活動、諸活動の中でも興味ある学校とかというのはあるかもしれません。

(岡田秀二委員長) 裾野を広げていくという意味で、小学生に対してというのは、これまでの方向として明確に持っていたと、それはいいと思うのです。ただ、小学校というか、文科省のいろんな事業だとか、あるいは地域のいろんな事業の中でも、そういうことは随分と出てきているので、少し今まで手薄のところも、この事業としては新しく対象にしていったらどうかということなのです。

はい、どうぞ。

(若生和江委員) 今中学校とか高校においては、いろいろな職業の人たちの話を直接聞く機会というか、そういう授業もいろいろ今あるようにお聞きしていますので、そういう場で実際に森林の事業にかかわっている人、現場の若い人、近い年代の人の話を聞いてもらうとか、以前に大粒来さんが高校生の進路の一つとしてこういう林業の仕事というのがありますよというお話を高校生の皆さんにする機会があるのですというお話をしてくださったので、そういうところに何か今のヒントがあるのではないかなと思いました。

(岡田秀二委員長) 次の課題とも関連して、要するに具体的に作業に魅力を持って職業選択してくれる、そういう層をどうやってつくるか。ここはやっぱり非常に大事ななと思います。

それでは、続いて最後、その他の3番目、国の森林環境税の創設についてでございます。ご提案というか情報提供をお願いいたします。

(高芝林業振興課主任主査) 【資料No.6に基づき説明】

(岡田秀二委員長) 大変な事業が31年度から、具体的に31年度といいましても、もうことしの夏ぐらいまでにきちっと市町村レベルでの森林管理の新しい制度設計ができていないと、31年度の4月1日から譲与されたお金を具体的に使うということはできませんから、もう待たなしの状況ですね。こういう中で、今森林林業行政が動いていると。その中に

私どもの森づくり税も、ある意味では大変周辺をサポートしてくれるような、そういうお金として、主体は市町村になりますけれども、市町村にはご存じのようにプロがいませんので、やはり県におんぶに抱っここの側面というのは当然出てくると思うのです。

そんなことを含めて、大変な事態というか、大変喜ばしい、お金があることは喜ばしいのですが、具体的にそれを事業として実施をしていく、成果を上げていくという、ここが一番問題ですから、このときに当たって、先ほど来言うのが施業をしてくれる、関心を持っていてくれる人をどうやって急いでつくるか、ここがやっぱり重要なと思います。

何かご質問、意見、たくさんありそうですが、時間の限りのところでお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

(若生和江委員) やっぱり今気になっているのは、岡田先生がおっしゃったように、県だと林業の専門の方がいらっしゃるし、市町村だと異動で担当の方がいろいろかわってという状況の中で、このくらい大きな予算をいただいて、きちっとそのやりたいことの中身ができるのかなというところと、あと森林整備ができるようになったということに、現在の県民税の間伐でさえ人手が十分でない、不足しているという状況に、さらに整備できる森林がふえましたとなったときに、施業はどうなるのだろうという、その2点がやっぱり気になる場所なのです。そのあたりのところを私たち市民もどうなるのか知りたいなというところと、今まで県民税で培ってきたものがこの国の事業の中にも何かつながって役立つような仕組みだったり、それぞれ違うところに役立てるという役割の分担だったり、そういうところを話していけないと、すごく今までのことがもったいないなという気がしますので、いろんな情報を教えていただきながら、この会でも考えていければいいなと思います。

(岡田秀二委員長) すばらしいビジョンを、技監、ひとつここで華々しくご披露いただければと思います。

(阿部林務担当技監) というか、国のほうから、このレジユメのペーパー、これは国のほうで示していただいたものなので、実際に市町村の支援等とか、市町村が行う人材育成、担い手確保、木材利用促進、普及啓発等ということになっていますので、実際にどこまで使えるのか、どういうふうに使えるのかというのがまだイメージでしか示されておりませんので、ちょっと2月7日の日に林野庁に来てもらって説明会を、市町村だとか、林業団体の方々に来ていただいて説明会を予定していますので、そこではっきりとそのところを明らかにしていただきたいと、あるいはこれだと使い勝手が悪いのではないかと。林野庁のほうでは、3月に改めてガイドラインを示したいという申し出なので、まだ動いているような部分もあるようですので、やっぱり当然私ども県民税として間伐事業を10年前か

ら取り組んでまいりました。このスキームも、言うてはなんですけれども、全国各地で県民税事業に取り組んできたのを、国が吸い上げた格好ではないのかというふうに思っております。

その中で、今後県民税のあり方も、また改めて委員の皆様方から意見を聞きながら、方向性を見出していかなければならないかというふうに思っておりますので、引き続きご提言を賜ればというふうに思います。よろしくお願いいたします。

(岡田秀二委員長) なかなかイメージしづらいのですけれども、お金の面でイメージをするとしやすいかなと思って。完成年度でいくと、1つの町村で大体4億円のお金、譲与税としていただけたところは1億円になります。ということは、今県民税事業で7億円ぐらいのお金でやっているわけですから、それが1つの町村で、大きいところではとんでもないお金が来るということなのです。初年度、31年度でも、少ないところでも3,000万円、4,000万円ほど来ます。これだけでも大変なことです。それを、使えませぬみたいな、そんな話はとてもではないのですけれども、できませんし、これがチャンスとばかりにきちっと、この北東北でも岩手、これだけ森林面積が大きくて、さまざまな期待がある、そういう県については、このような形でやっぱりこれを使いますということを県、市町村、あるいはかかわるさまざまな、我々も含めて、ステークホルダー一緒になって新しい岩手の森林の基盤を明確にやっぱりそこにつぎ込んでいくということがないと、なかなか難しいですね。それぐらい大きな事業です。

当然この事業との仕分けは、各委員も含めてきちっと頭の中に置いていただいて、この事業が云々というよりは、岩手の約120万ヘクタールの森林をどうするのだという、これぐらいのあるビジョンをかかわるものたちがきちっと描くということが大事なかと、そう思っています。

そのほかいかがですか。佐藤委員、どうですか。

(佐藤重昭委員) 適切な森林管理の明確化、こういった森林計画とかを森林組合を通して出して、山に関しては市町村とか県に委託して、経済林として何かするのであれば、どういう感じで所有者のほうにバックしていただけたのかなというような。やっぱりそこら辺が気になるところなのですけれども、その部署というのを伺いたいと思いますけれども。

(大畑林業振興課総括課長) 新たな森林管理の部分でありますけれども、国のこれまでの説明ですと、今後市町村のほうにおいて所有者さんの意向調査をやっていただきたいという方向性を示しております。来年度、30年度はその準備に充てると。その上で、31年度に法律が施行されたらば、正式に所有者の意向調査をして、経済林として経営事業体のほうに再委託する部分、経済林としてはなかなか難しい部分で、市町村が直接管理する部分

というふうな仕分けをした上で、市町村が管理する権限とか、あるいは経営体のほうで、事業体のほうで管理して、あるいは収益が出た場合の収益の処分ですとか、そういったところの権限をきちっと整理をしていくというようなことを考えているというふうに聞いております。ですので、恐らく今後所有者さんのほうにそういった市町村からのアンケートが行って、所有者さんの意向を踏まえた上で区分けというか、対象となる事業をどう整理していくかというのが決められていくのだというふうに思っております。

(佐藤重昭委員) ありがとうございます。意欲と能力のある林業経営者というのは、林業事業体が民間の森林組合とか以外だと、これは多分なのですけれども、自伐林家、これは自分の山をやるという人もいますのですけれども、そうではなくて県外から、全く違う仕事をやっていた人がその市に雇用されながら、そこへ住んでやるという、そういう制度が前からあったのです。そういう方々も対象になるのですか。そういうのは、やっぱり選別というか、市町村のほうとか設定するのでしょうか。

(大畑林業振興課総括課長) 意欲と能力のある林業経営者、その条件について国のほうで整理をしておるというふうに聞いております。そんなに厳しい条件をつけるつもりはないというふうに国からは聞いておりますけれども、その基準に従ってそういう経営者であるというふうに認定をするという言葉の使い方がいいのかどうかちょっとあれですけれども、県のほうでそういった経営体を認めていく、あなたは意欲と能力のある経営体ですよというような形で位置づけを県のほうがしていくと。その上で、そういった県が位置づけた経営体のほうに市町村が森林を再委託していくというような流れになるのかなというふうには思っておりますけれども、まだこれ法案が出てきておりませんので、法案が出てくるともう少しそこら辺の流れが具体的にわかってくるかなというふうに思っております。

なお、県のほうで18年から経営体の育成をやっております。今現在43事業体育成ができておりますので、そういった方々はそういった意欲と能力のある林業経営者というようなところに位置づけられるように、条件等は整理していければなというふうに思っております。

(佐藤重昭委員) ありがとうございます。ほとんど経済林になってしまっているところが民間なので、多分全部市町村に委託となって、そうなるこれ見ると対価ゼロみたいなので、ゼロで手入れしていただくというふうな、そういうことですか。万が一どこかで折半して収入あるかもしれないけれども、ない場合もあるよというところですよ。

わかりました。ありがとうございます。

(大畑林業振興課総括課長) 意欲と能力のある林業経営者に再委託して、収益が出るようであれば、それをどう分配するかというのは、再委託する部分で多分決めるだろうとい

うふうに思っています。

資料にある対価はゼロという部分ですけれども、経営者で森林管理ができない部分、市町村が直接管理する部分だけは、もう対価なしで、市町村と環境税を使って管理しますよということですので、市町村が直接管理する部分をどう処分していくのかというところについても、あらかじめ所有者さんと決めた上で経費を設定していくのだらうというふうに思っております。

(岡田秀二委員長) どっちにしても、膨大な施業面積が出てくるわけで、上手にこれを仕組むことで、地域の仕事起こしができるというのははっきりしていますので、できるだけそういう仕組みを、県がご指導いただかないと市町村にということに、なかなか市町村も一生懸命イメージを今高めているところだとは思いますが、いかんせんやっぱり既存のポテンシャルが余り高くありませんので、ここはぜひとも積極的にご指導いただければと思います。

そのほかいかがですか。

「なし」の声

(岡田秀二委員長) もしなければ、ちょっと時間を過ぎておりますので、以上で第5回目の事業評価委員会を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(及川林業振興課振興担当課長) 委員の皆様、本日はありがとうございました。閉会に当たり、阿部林務担当技監から御礼の挨拶を申し上げます。

(阿部林務担当技監) 本日は足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただいまいただいた貴重なご提言、これを踏まえまして、県民税事業もよりよい取り組み、いわゆる進化をさせていきたいというふうに思います。今後とも貴重なご提言を賜ればと思います。どうぞよろしく願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

(及川林業振興課振興担当課長) 次回の委員会でございますけれども、3月26日月曜日を予定しております。詳細につきましては、追ってご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして平成29年度第5回いわての森林づくり県民税事業評価委員会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。